

## Q & A (よくあるご質問と回答)

### Q 木工事完了とは？

A 彩の木補助事業補助金の対象となる木(さいたま県産木材)を使った工事の完了を指します。

### Q 補助金の対象となる住宅等とは？

A 自ら居住する住宅、個人又は法人で所有する貸家やアパート、事務所、店舗、法人で所有する社宅、福祉施設、保育所などが対象となります。また、物置、車庫、倉庫、作業場なども対象となります。対象となるか迷うときは、木材協会までお問い合わせください。

### Q 県外に住んでいるが補助金を利用できるか？

A 補助対象要件を満たしていれば、県外在住でも補助金をご利用になれます。

### Q 県外にさいたま県産木材を使って住宅を新築する。補助金の対象になるか？

A 新築する住宅が埼玉県内に所在しなければならないので、対象にはなりません。

### Q 住宅の新築で過去に彩の木補助事業を利用したが、同じ住宅のリフォームで再度補助金を利用できるか？

A 彩の木補助事業(平成26年度は、埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業)補助金を過去に受けた住宅等は、重複して補助を受けることはできません。

### Q 自らが施工する場合、補助金の対象になるか？

A 住宅の増改築工事等を申請者自らが行う場合も、補助対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、この場合、工事請負契約書面を整えていないことが多く、契約締結日の確認ができません。したがって、提出書類、現地検査等で「平成30年10月1日以降に契約を締結」の要件を満たしているかどうかを総合的に判断させていただきます。

### Q 市町村が実施している補助金等との併用は可能か？

A 彩の木補助事業は、他の補助金との併用ができます。併用を考えていらっしゃる場合には、市町村等の補助金側(彩の木補助事業でないもう一方の補助事業)が併用可能か必ず確認してください。なお、彩の木補助事業は埼玉県の補助を受けて実施しているものです。

### Q 申込書兼交付申請書を提出するタイミングは？木工事着工前でないと受け付けてもらえないのか？

A 平成30年10月1日以降に工事請負契約(売買契約)を締結していて、令和2年2月29日までに木工事が完了するものであれば、どのタイミングでも申込みできます。既に完成し居住している住宅でも補助対象要件を満たしていれば対象となりますが、現地検査にご協力いただく必要がありますので、ご了承ください。

### Q 住宅を新築する。床材にはさいたま県産木材を使うがそれ以外には使う予定がなく、新築の補助要件である「県産木材の使用割合が60%以上」を満たさない。新築ではなく内装木質化で申込みできるか？

A 新築の場合は、新築でのお申込みとなります。内装木質化は、既存住宅の内装木質化を対象としています。



**Q さいたま県産木材を扱っている材木店を知りたい。さいたま県産木材認証事業者がどうかを知りたい。**

- A 埼玉県木材協会のホームページに掲載しています。http://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch  
「木材事業所検索」で **県産木材** の事業者が、さいたま県産木材認証事業者です。  
また、「さいたま県産木材認証事業者一覧」も掲載しています。  
http://www.mokkyo-saitama.jp/work/work03  
ホームページをご覧になれない方は、木材協会までご連絡ください。

**Q 補助金の利用実績がある工務店を知りたい。**

- A 埼玉県木材協会のホームページに掲載しています。http://www.mokkyo-saitama.jp/work/work04  
市町村別に、工務店名、所在地、電話番号、WEB SITEを掲載しておりますので、参考にしてください。  
ホームページをご覧になれない方は、木材協会までご連絡ください。

**Q 内装木質化の施工面積の計算方法(様式1-3及び様式3-1(2))を知りたい。**

- A 厚さが12ミリメートル以上ある県産木材を使っていて、かつ、表面が見えている面積を計算します。柱、間柱、巾木等で基準を超えるものは、面積として加算します。  
なお、表面にクロスを貼る場合は、基準を超える木材を使っていても、表面が見えていないため面積に含めることはできません。  
また、小径木の丸みを使い、壁材、天井材として使用した場合は、平均の厚さが12ミリメートル以上であれば対象となります。

**Q さいたま県産木材を3立方メートル以上使用して改築する。増改築として申込んだ補助金額より内装木質化として申込んだ補助金額の方が大きくなる時、内装木質化として申込んでいいか？**

- A 増改築、内装木質化、どちらも補助要件を満たしているときはどちらで申込みしても構いません。  
ただし、内装木質化として申込書兼交付申請書を提出した場合は、内装木質化として木工事完了報告書兼請求書の提出をしていただきます。手続き途中での変更は認められませんので、ご注意ください。  
また、内装木質化として補助金の交付を受けるためには、県産木材による施工面積が確認できる図面の添付が必要です。施工面積のわかる図面の添付ができないときには、増改築としてお申込みください。

**Q 「さいたま県産木材認証シール」とは？**

- A さいたま県産木材であることが証明された木材に貼られるシールです。



**Q 現地検査のために工事を中断する必要があるか？現地検査の内容は？**

A 現地検査は30分程度で終了します。現地検査の準備で、工事を数日間中断する等の必要はありません。現地検査は、提出された書類どおりに県産木材が使われているかを確認します。したがって、使用状況が目視できる段階で検査を受けられるよう、ご協力をお願いします。検査日程や工事の都合で目視による確認ができないときは、現地において工事写真による確認をさせていただきます。

**Q 補助金利用予定者登録後、令和2年2月29日までに木工事が完了できなかったときは？**

A 補助対象要件に該当しないため、補助金の交付を受けることができません。速やかに「辞退届（様式5）」を木材協会に提出してください。  
なお、翌年度についてもこの事業を継続した場合は、翌年度の補助事業の対象となる可能性がありますので、内容をご確認ください。

**Q 補助金はいつ振り込まれるのか？**

A 通常、交付決定及び確定通知書が申請者のお手元に届いてから1週間以内に、ご指定の口座に振り込んでください。

